

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間 45分	7時間 45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種類	概要
年次有給休暇	1年（※暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間は有給休暇
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内（企業局及び病院局については、6月から10月までの間に4日以内）
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限って与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～3歳まで60分以内（30分を単位として2回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は10日以内）
短期の介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は、10日以内）
妊娠障害（つわり）	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	76	0	76
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1
合 計	1	0	76	0	77

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	58	0	58
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	1	0	0	1
その他	0	0	1	0	1
合 計	0	1	59	0	60

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	18	0	18
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	18	0	18

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	1	0	0	0	1

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	1	0	1
合 計	1	0	3	0	4

教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	3	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	3	4

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	2	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	2	0	0	2

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	151,816	38,213	3,978	9.6	25.2
教育委員会	99,279	27,775	2,576	10.8	28.0
警察本部	68,298	12,157	1,789	6.8	17.8
合 計	319,393	78,145	8,343	9.4	24.4

(注) 対象期間：暦年（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	2	1	0
	女性職員	2	0	0
教育委員会	男性職員	104	12	15
		90	3	3
	女性職員	1	0	0
		0	0	0
女性職員	129	2	2	
	120	2	2	

警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	10	1	0
計		246	16	17
		225	6	5

(注) 上段には平成 25 年度に新たに取得した者、下段には平成 24 年度から 25 年度にかけて引き続いている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型 中心	時間型 中心
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	3	1
教育委員会	男性職員	7	2
	女性職員	12	1
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		22	4

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	1	1	1	0	0
教育委員会	男性職員	6	0	0	0	0	1
	女性職員	1	5	6	0	0	0
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		7	6	7	1	0	1

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		1	0

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
新規採用職員	8	39	300	市町村職員含む
採用 2 年目	2	4	91	
一般職員第 I 課程	5	10	149	市町村職員含む
一般職員第 II 課程	4	8	91	市町村職員含む
中堅職員	9	18	257	市町村職員含む
新任係長	3	6	176	市町村職員対象

新任企画員	4	8	158	
新任G L	4	12	105	
新任G L・企画幹ステップアップ	1	1	28	
新任課長補佐	2	4	111	市町村職員対象
新任課長	5	10	188	市町村職員含む
技能労務職行政転職に伴う研修（Ⅱ課程）	1	2	35	
選択研修	43	49	1,258	27講座（法務能力開発等）市町村職員含む

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	35	64	1,083	第Ⅰ回～第Ⅶ回、宿泊研修会
経験者	30	54	772	6年目研修、11年目研修
管理職	29	31	1,610	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	36	37	1,770	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	49	56	2,320	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	75	90	3,021	教科等、生徒指導等、情報教育

（注）対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	2	485	65	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	25	12	警察主事対象
初任補修科	3	200	79	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	6	
部門別任用科	4	76	40	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	32	209	381	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	25年9月、26年3月	3,394人
	勤務評定（病院局医療職等）	1	25年11月	819人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	25年9月、26年3月	110人
	人事評価（一般職）	2	25年9月、26年3月	505人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	26年2月	1,975人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	26年2月	4,534人
警 察	勤務評定	1	25年12月	1,667人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数	うち専任事業場数	専任すべき事業場数	うち専任事業場数	専任すべき事業場数	うち専任事業場数	専任者数	専任すべき事業場数	うち専任事業場数
知事部局等	6	6	7	7	19	19	25	48	48
教育委員会	0	0	0	0	30	30	32	32	32
警察本部	0	0	0	0	8	8		5	5

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生 委員会として設置 している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	
知事部局等	19	19	19	15	19	19	7	7	7
教育委員会	30	30	30	30	30	30	0	0	0
警察本部	8	8	8	8	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費
知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	12,587
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	2,813
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	51
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	4,876
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	37,937
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,114
合 計		63,378

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,346
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	154
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	7,595
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	27,022
合 計		37,117

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安	3,912

	全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	472
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	445
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1,024
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	21,691
合 計		27,544

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
採用時健康診断	196	196	193	193	84	84
定期健康診断	2,150	2,101	2,454	2,447	1,285	1,285
人間ドック	2,171	2,171	1,043	1,043	514	513

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 25 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 25 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。